

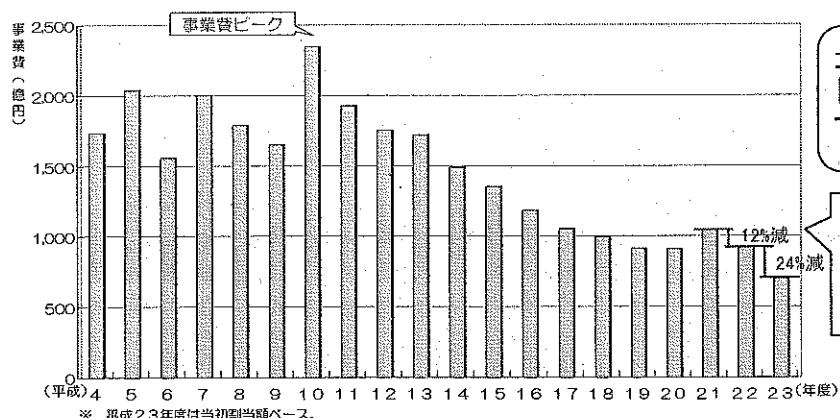
## 21 生命・財産を守る、災害に強い安全・安心な社会づくりのための事業促進について

【国土交通省】

### 【提案・要望の具体的な内容】

- ・防災能力を高め、県民の生命・財産を守るために事業の促進を図ること
  - 1 治水事業（河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業）
  - 2 急傾斜地崩壊対策事業
  - 3 海岸事業
  - 4 市街地整備事業（住宅市街地総合整備事業・市街地再開発事業）
- ・災害時の交通ネットワークを確保するための事業の促進を図ること
  - 1 橋梁補修事業
  - 2 港湾改修（防災安全対策）事業
- ・社会资本の維持管理のための施策拡充（適用拡大）を図ること

【長崎県の公共事業関係費の推移】



長崎県の公共事業費は、  
ピーク時(H10)から  
7割減少している

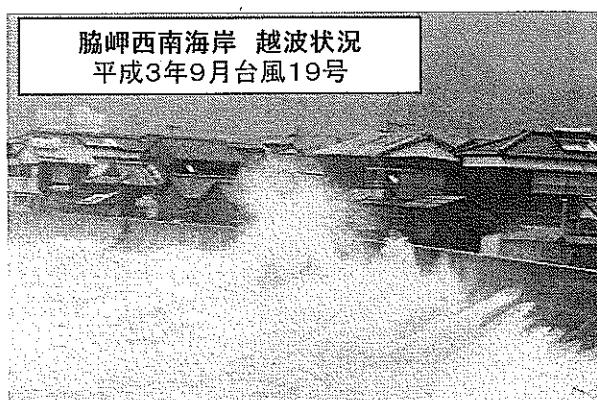
H22：対前年度比12%減  
H23：対前年度比24%減  
H21→H23で3割以上の減少



日野川 豪雨時の浸水状況  
平成21年7月



長崎市江川(3)地区 急傾斜地崩壊状況  
平成14年5月



胸岬西南海岸 越波状況  
平成3年9月台風19号



東望港 越波状況  
平成18年9月台風13



部門別の維持補修事業

部門	事業採択基準	財源					要望内容
		①国費	②県費	③県債	④市債	⑤一財	
道路		50~70%	30~50%	27~45%	3~5%	0%	
港湾		1/3~45%	41~50%	0%	41~50%	14~17%	県負担分を起債対象
砂防	1億円以上	50%	50%	45%	5%	0%	事業採択基準の緩和
河川海岸		補助事業なし					交付金の適用

※港湾、砂防、河川事業等の施策拡充を強く要望します

#### 【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

##### ○安全安心を確保するため、継続的かつ安定的な予算の確保が必要

本県の公共事業予算においては、平成10年度のピーク時に比べ約7割減少し、ここ2年間でも3割以上の減少となっています。

安心安全のために必要な社会資本整備は、まだまだ十分な状況ではなく、継続的かつ安定的な予算の確保が必要です。

##### ○「防災能力を高め、県民の生命・財産を守る」ための事業の促進

本県は、梅雨前線に伴う豪雨や台風の常襲地帯に位置しています。また、近年は、ゲリラ豪雨が頻発するようになっており、脆弱な地勢が県土の大半を占め、過去より自然災害が多発する本県においては、防災能力を高め、県民の生命・財産を守り、安全安心な生活を確保することは喫緊の課題となっています。

- ・河川改修事業による治水対策の推進が必要です。
- ・土石流危険渓流数が全国第7位、地すべり危険箇所数が全国第2位、急傾斜地崩壊の危険箇所が人家5戸以上で全国第3位と災害の発生しやすい状況であり、砂防事業の推進が必要です。
- ・本県の海岸線延長は、全国第2位となっており、人口と資産のほとんどが海岸近くに集中していることから、海岸事業の推進は急務となっています。
- ・本県は、狭隘な道路の斜面市街地等に老朽木造住宅が密集し、防災上、住環境上多くの問題を抱えており、その改善を図るために、市街地整備事業の推進は急務となっています。

##### ○「災害時の交通ネットワークを確保する」ための事業の促進

大規模地震発生時には、住民の迅速な避難や緊急物資の輸送を確実に行えるよう、橋梁や岸壁など交通ネットワークの耐震化が急務となっています

- ・震災時の被災地内外の陸路を確保するため、緊急輸送道路の橋梁耐震補強の促進は急務となっています。また、本県は、離島、半島地域が多く、生命、生活、産業を支える橋梁の着実な維持管理が強く求められています。
- ・本県は多くの離島を有しており、緊急物資の搬入や避難等において、海上輸送に頼らざるを得ない状況であり、耐震強化岸壁の整備が急務となっています。

##### ○「社会資本を健全に維持し、県民の安全安心を確保する」ための施策の拡充

河川、砂防、港湾施設の維持・補修に当たっては、事業メニューが整備されていないなど、施設を健全に維持するためには交付金等の施策拡充が課題となっています。

- ・河川、海岸修繕事業に対する適用の拡大をお願いします（交付金化）
- ・砂防、地すべりにおける緊急改築事業の採択基準の見直しをお願いします（緩和）
- ・港湾施設の補修事業の採択基準の見直しをお願いします（起債対象）

## 22 佐世保港におけるすみ分けの早期実現について

【防衛省、外務省】

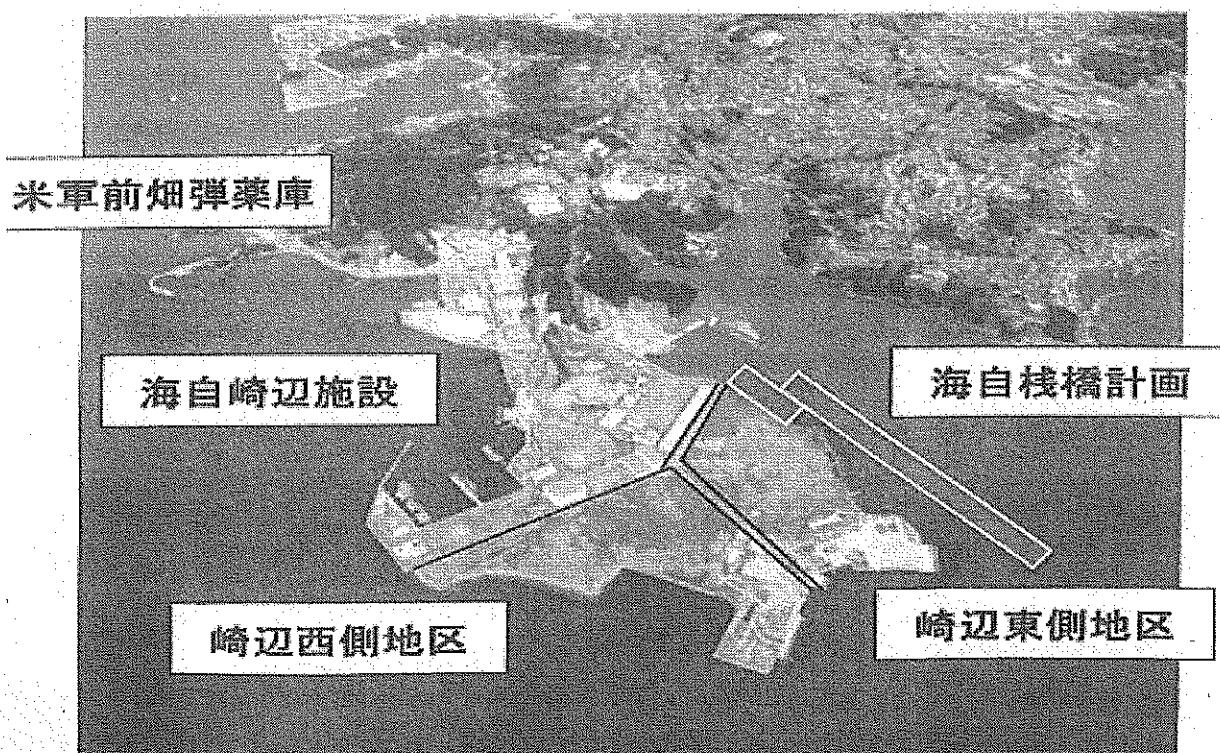
### 【提案・要望の具体的な内容】

- 1 佐世保弾薬補給所（前畠弾薬庫）の早期の移転・返還
- 2 佐世保市が計画している前畠崎辺道路の建設用地として特に必要な同弾薬庫の一部敷地の早期の返還
- 3 崎辺東側地区（LCAC跡地）の海上自衛隊潜水隊群などによる海上自衛隊としての利活用
- 4 立神港区第1号～第5号岸壁の返還
- 5 その他の「新返還6項目」の早期実現
  - ①旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ一線）の返還
  - ②制限水域全面の返還（但し、緩和を含む）

佐世保港の全景



崎辺地区全景



**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

佐世保港においては、在日米海軍、海上自衛隊、民間企業等の施設が混在していることから、岸壁の競合をはじめ様々な問題が発生しております。また、佐世保弾薬補給所(前畠弾薬庫)のある前畠地区は、臨海地帯の中心部を占め、港湾施設が不足し、佐世保港の有効活用に支障をきたしております。

このため、新返還6項目を基調とする佐世保港におけるすみ分けを促進することが必要です。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

・佐世保市には多くの米軍提供施設が存在しており、これらが地域産業の振興発展やまちづくりを図る上での阻害要因となったり、地域住民に不安を与えていたりする面もあります。このため、昭和45年2月の基地縮小を内容とするニクソン・ドクトリンを背景に、昭和46年から米軍提供施設等の返還要望がなされてきましたが、従来の返還要望項目について緊急性・実現性の観点から整理・検討が行われ、平成10年に「新返還6項目」としてまとめられており、現在、赤崎貯油所に関する2項目が完結しております。

・前畠弾薬庫の移転・返還については、平成21年6月19日の第4回日米合同委員会施設調整部会において移設先である針尾島弾薬集積所の整備及び前畠弾薬庫の返還について日米双方の認識が一致し、平成23年1月17日の日米合同委員会で合意がなされました。今後なお一層の進捗を図る必要があります。

・立神岸壁等の返還については、平成23年5月20日の第33回旧軍港市国有財産処理審議会において、立神港区第3岸～第5岸の一部及びその背後地約4,600m<sup>2</sup>を米国政府に対し返還要求すること並びに返還後は、佐世保重工業株式会社に売り払うことが承認されたところであり、当該岸壁返還の早期実現に向け、一層促進を図る必要があります。

・崎辺東側地区のLCAC跡地の利活用

崎辺東側地区については、現在、エアクッション型揚陸艇(LCAC)の駐機場として米海軍が暫定的に使用しておりますが、国においては、移転先である西海市米海軍横瀬貯油所において、平成23年度末に施設整備事業が完成したところであります。國からは施設完成後、所要の手続きを経て正式に移転されるものと伺っております。

一方、海上自衛隊では、平成元年、崎辺東側地区に係留施設総延長950mの大型桟橋の建設を計画され、佐世保市としても港湾計画に位置付けていますが、20年以上が経過する今日においても、いまだ手つかずの状況にあることから、海上自衛隊施設の充実を図る必要があります。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

・前畠弾薬庫の移転・返還については、平成23年1月17日に日米合同委員会で合意されたところであります。今後、前畠弾薬庫の移設が、国による本格的な事業として大きく進展していくことが望まれます。また、同弾薬庫の一部敷地は、佐世保市が計画している前畠崎辺道路の建設用地として特に必要であり、早期の返還が望れます。

・立神岸壁等の返還については、条件である「ジュリエット・ベイスン」の新岸壁が完成し、米軍への提供も行われたことから、今後は返還の早期実現に向けて速やかな対応を行うことが望されます。また、抜本的解決に至るまでの間における立神岸壁の競合問題については、その地域経済に及ぼす影響の大きさに鑑み、現在使用している民間企業の継続使用を要望します。

・佐世保港の有効活用を図る上で、崎辺地区の利活用は基地政策の重要課題であると認識しておりますので、エアクッション型揚陸艇(LCAC)の駐機場が横瀬に移転した後は、その跡地が返還され、海上自衛隊による崎辺地区の利活用を具現化するものとして、崎辺東地区へ潜水隊群の配置等を要望いたします。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

・佐世保港のすみ分けを実現することで、地域産業の振興、佐世保港の計画的な活用による佐世保市の発展、さらには、地域住民の安全・安心の確保に寄与します。